

## 四国学院大学文化学会会則

(名称)

第1条 本会は、四国学院大学文化学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、四国学院大学において、共同して研究活動を促進し、研究を本学教育に豊かに接続させることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、これらの事業の内、(1)の運営の詳細に関しては、別に定める。

(1) 四国学院大学論文集(『論集』『大学院紀要』『教職課程研究』等)の発行

(2) 四国学院大学講演会等の開催

(3) 研究セミナーおよび研究発表会等の開催

(4) その他、本学の研究活動の教育営為に接続する事業(図書出版等も含む)

(会員)

第4条 本会の会員を分けて、次の4種とする。

(1) 正会員：本学教授、准教授、助教

(2) 名誉会員：本学名誉教授、又は役員会の推薦を受けた定年退職教員

(3) 準会員：本学卒業生、又は役員会の推薦を受けた者

(4) 学生会員：本学学生

(総会)

第5条 本会に正会員をもって構成される総会を置く。

2 総会は会長が招集し、原則年1回開催する。

(役員会)

第6条 本会には、以下の役員と委員から構成される役員会を置く。

(1) 会長1名 会長は、総会を代表して会務を統べる。総会が選出する。また、会長は、役員会を招集し、その議長となる。

(2) 副会長2名 学長の推薦を経て、会長が任命する。

(3) 委員若干名 会長が第3条の業務を勘案して委嘱する。

(4) 出版主事若干名 出版主事は役員会委員中より、会長が第3条の業務を勘案し委嘱する。

(5) 図書館長

(6) 顧問1名 顧問は学長とし、本会の運営に対し、意見を述べる。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員の手当は次のとおりとする。

(1) 出版主事 出版毎20,000円

(会費)

第7条 会費は次のとおりとする。

(1) 正会員 年間会費2,200円

(2) 準会員 年間会費 2,500 円

(3) 学生会員 年間会費 2,000 円

\*学生会員会費は教育充実費を充当する。

(事務局)

第 8 条 本会の事務局は、四国学院大学図書館におく。

(制定改廃)

第 9 条 本会の会則変更は役員会の議を経て総会で決定する。

#### 附則

1. この会則は、1983 年 11 月 9 日より施行する。
2. この会則は、2007 年 4 月 26 日より施行する。
3. この会則は、2015 年 4 月 27 日より施行する。
4. この会則は、2019 年 3 月 6 日に改正し同日より施行する。
5. この会則は、2021 年 6 月 9 日に改正し同日より施行する。